

交 対 協 第 8 号
平成 2 5 年 8 月 2 6 日

宮城県交通安全対策協議会幹事 殿

宮城県交通安全対策協議会幹事長
(宮城県震災復興・企画部総合交通対策課長)



「交通死亡事故多発緊急事態宣言」の発令について（通知）

交通安全対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについて、別添のとおり「交通死亡事故多発緊急事態宣言」が発令されましたので、別紙1「各機関・団体における緊急対策推進事項例」を参考に積極的な交通事故防止対策を推進されますようお願いいたします。

なお、実施された交通事故防止対策について、別紙2により平成25年10月3日（木）までに、事務局宛てFAXで御報告願います。



担当	事務局
	宮城県震災復興・企画部
	総合交通対策課交通安全班 野 坂
	TEL : 022-211-2438
	FAX : 022-211-2290
	E-mail : kotu-ka@pref.miyagi.jp

「交通死亡事故多発緊急事態宣言」

平成25年8月26日

宮城県知事

今年の県内の交通死亡事故は、7月から8月にかけて連続的に発生し、8月25日現在の死者数は、前年同期比10人増加の50人となり、悲惨な交通事故に歯止めがかからない状況にあります。

特に、8月に入って車両同士の正面衝突事故が5件連続して発生するなど、緊張感を欠いた漫然運転が原因と思われる死亡事故が多発しており、極めて憂慮される事態となっております。

交通事故の防止は、県民一人一人が全力を挙げて恒常的に取り組まなければならない重要な課題です。

県は、尊い県民の命を交通事故の被害から守り、交通の安全を確保するため、

8月26日（月）から9月25日（水）までの1か月間を

「交通死亡事故多発緊急事態」

として宣言します。

交通安全は、県民全ての願いです。

県民の皆様におかれましては、家庭や地域、職域等において、人命尊重を基本として、安全で快適な交通社会の実現のために、県民総ぐるみによる「交通ルールの遵守」と「正しい交通マナーの実践」により、交通事故防止対策を積極的に推進されますようお願いいたします。

各機関・団体における交通死亡事故抑止緊急対策推進事項例

機関・団体	推 進 事 項
県	1 県民に対する「交通死亡事故多発緊急事態宣言」の周知徹底 (1) 市町村・関係機関・団体、報道機関等に対する協力要請 (2) 各種広報媒体を活用した広報啓発の実施
市 町 村	1 市町村民に対する「交通死亡事故多発緊急事態宣言」の周知徹底 (1) 防災無線・広報車等による広報の実施 (2) 市町村広報誌(紙)による広報の実施 (3) 回覧板等を活用した広報の実施 (4) 横断幕・チラシ等の広報資料の作成・掲出 (5) 市町村民一声運動の実施 2 街頭指導の強化 (1) 交通指導員(隊)等による街頭交通指導の強化 (2) 官公庁・企業・PTA・マナーアップモデル校、その他交通関係機関・団体等からの幅広い協力を求め、地域総ぐるみでの街頭指導・啓発の強化 (3) 高齢者・子ども・身体障害者等の交通弱者等の保護誘導活動の強化 3 交通安全指導・安全教育の強化 (1) 交通指導員等と連携した積極的な交通安全教育の実施 (2) 交通安全母の会等と連携した高齢者世帯訪問による安全指導 (3) 各種交通安全大会・講習会・研修会等の開催 (4) 保育所・幼稚園・福祉施設等の安全教室の開催 4 免許証自主返納者(高齢ドライバー)に対する支援施策推進の強化
警 察	1 「交通死亡事故多発緊急事態宣言」に伴う広報啓発活動の徹底 (1) 交番だより・交番即報等各種広報媒体を活用した広報活動の実施 (2) 関係機関・団体等への協力依頼要請 (3) 交通事故分析資料の積極的な提供 (4) 道路交通情報センター・交通情報板等を活用したタイムリーな広報の実施 (5) 迅速・的確な道路情報等の提供 2 交通指導取締りの強化 (1) 交通事故分析資料を活用した積極的な交通指導取締りの実施 (2) 薄暮時・夜間における交通指導取締りの実施 (3) 悪質危険違反(無謀・危険運転等)の指導取締りの強化 3 街頭活動の強化 (1) 制服警察官による街頭監視活動の強化 (2) 関係機関・団体等との連携強化による街頭パトロールの実施 (3) 高齢者交通安全指導員、自転車安全利用指導員と連携した指導啓発の実施 4 交通安全教育の強化 (1) 安全教育車や自転車シュミレータを活用した体験型教育の実施 (2) 自動車教習所等に対する初心者・高齢者運転教育の場における運転者教育の指導強化を要請 (3) 各種講習会・研修会等に対する「出前式教育」の実施 (4) 免許更新時における運転者教育の実施 5 交通安全施設の整備 (1) 道路管理者に対する交通安全施設整備等の要請 (2) 関係機関・団体等関係者による道路環境・共同点検の実施
関係機関等	1 広報啓発活動の推進 (1) 安全研修会・講習会の開催 (2) チラシ・パンフレット・横断幕等広報資料の作成・配布・掲出 (3) あらゆる広報媒体を活用した広報啓発活動の実施 (4) 街頭キャンペーン等の実施と積極的な参加